

国立市職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 他の団体等への派遣職員及び長期の育児休業取得者等を職員定数から除外することを明確にするため、条例の一部を改正するものである。

国立市職員定数条例の一部を改正する条例案

国立市職員定数条例（昭和 31 年 3 月国立市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、嘱託者」を削り、「および」を「及び」に改める。

第 2 条中「次の」を「、次の」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の 2 項を加える。

2 次に掲げる職員は、定数外とする。

(1) 兼任の職員

(2) 併任の職員

(3) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 2 項の規定により休職を命ぜられている職員

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の規定により育児休業をしている職員

- (5) 国立市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成26年3月国立市条例第2号）第2条の規定により承認を受け、自己啓発等休業をしている職員
 - (6) 国、他の地方公共団体その他の団体に派遣されている職員
 - (7) 公益的法人等への国立市職員の派遣等に関する条例（平成16年3月国立市条例第2号）第2条の規定により派遣されている職員
 - (8) 年度を単位として研修により民間事業者に派遣されている職員
- 3 前項第3号から第8号までに掲げる職員の復職又は職務への復帰により職員定数に過員が生じた場合は、当該過員が生じた年度に限り、その現在数をもって職員定数とする。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。